

## 書評

唐沢かおり著

『なぜ心を読みすぎるのか——みきわめと対人関係の心理学』

(東京大学出版会、2017年)

井保 和也

本書は対人認知を中心とした社会心理学の知見を平易な語り口で紹介してくれている良書である。対人認知には責任帰属の問題も含まれるため、自由意志および道徳的責任を中心に研究している私にとっては、示唆に富む内容だった。以下では、自由意志および道徳的責任の研究者としての観点から、私が疑問に思った点をいくつか述べておくことにしたい。

### 1. リーダーの多重推論モデル

著者は第3章を対応推論に関する研究の紹介にあてている。対応推論とは、ある行動からその行動に対応する性格や態度などの内的な特性を推論することである。例えば、「彼女が同僚の仕事を手伝ったのは、彼女が親切だからだろう」などが対応推論に相当する。

対応推論をめぐる従来の研究では、ある前提が重要な役割を果たしてきた。それは、行動の原因は、行為者の態度や性格といった内的要因と、行為者をとりまく環境や、外的な圧力または規範の存在といった外的要因の二つに分けることができ、行動が生起する原因として、両者はトレードオフの関係にあるという前提である。特に、ケリーの割り引き原理、すなわち、行動の原因として外的要因が存在するならば、内的要因が原因として寄与する程度は割り引いて判断されなければならないという原理は、これまで、非常に強い影響力を持ってきた。

しかし、著者によれば、対応推論をめぐる最近の研究では、内的要因と外的要因の二分法という従来の枠組みを超え出る理論が提出されるようになってきている。著者は、そうした理論の一つとして、リーダーの多重推論モデルを紹介している(pp. 116-120、以下頁数だけ記す場合は唐沢の本の頁数を意味する)。多重推論モデルによれば、

我々は次のようにして対応推論を行っている。まず、我々は、ある行動の原因を推論する際に、その行動を意図的行動と非意図的行動の二つのどちらかに分類する。そして、その行動が非意図的行動である場合には、外的要因に応じて内的要因を割り引くが、その一方で、その行動が意図的行動である場合には、外的要因に応じて内的要因を割り引くことはしない。つまり、多重推論モデルが正しいならば、我々が割り引き原理を適用するのは、非意図的行動の原因を推論するときだけなのである。

しかし、ある行動の原因を推論する際に外的要因に応じて内的要因を割り引くかどうかは、その行動が意図的なものかどうかではなく、むしろ、外的要因がどのようなタイプのものであるかに依存しているのではないだろうか。つまり、私の考えでは、リーダーは我々が割り引き原理を適用する範囲を狭め過ぎているのである。

リーダーは、多重推論モデルを支持するものとして、次の実験を提示している(pp. 116-117)。被験者は、サッカー選手がわざと敵の選手の足を引っかけるという攻撃行動を行った場面を提示され、その判断を求められる。その際に、ある条件では、相手の選手が挑発したという外的要因についての情報が与えられ、別の条件では、その敵の選手が強くて、その選手がいると勝てそうにないという外的要因についての情報が与えられる。いずれの条件においても、サッカー選手は意図的行動を行っているという点に注意しよう。もし外的要因の存在が内的要因の割り引きに結びつくならば、いずれの条件においても、被験者は内的要因を割り引くはずである。ところが、実際には、いずれの条件においても、被験者は内的要因を割り引かなかった。

しかし、私の見立てでは、この実験には問題がある。例えば、監督がそのサッカー選手に敵の選手を故障させるように指示していたこと、そして、その監督は極めて強い権力を有していて、そのサッカー選手がその指示に逆らうことは心理的に不可能だったことが、外的要因についての情報として、被験者に与えられたとしよう。実験の条件をこのように変更すれば、サッカー選手は意図的

行動をしているにもかかわらず、被験者は外的要因の存在に基づいて内的要因を割り引くのではないだろうか。そうであるならば、実験を設計する際に、リーダーは内的要因の割り引きに結びつかないタイプの外的要因だけを恣意的に選択していたことになるだろう。

最近世間の注目を集めているいくつかの事件を見ればわかるように、我々は、ある人の行動の原因を推論する際には、強い権力を有する者がその人に心理的な圧力を与えていなかったかどうかという点を重視する。したがって、このタイプの外的要因を上手く説明することができないということは、多重推論モデルの大きな欠点であると言わざるを得ない。著者はリーダーの多重推論モデルを「対応推論の新たな展開」(p. 109)として評価しているが、この点については疑問符がつくだろう。

## 2. バイアスを正すべきか

著者は、「心を読みすぎる」という現象の例として、いくつかの種類バイアスを紹介している。その際に、著者はバイアスに一定の弊害があることを認めつつも、このことからバイアスを正すべきだという結論が即座に導かれるわけではないとくり返し強調している (e.g. pp. 19-21, pp. 98-105, pp. 138-140, pp. 247-249)。

例えば、対応バイアスについての著者の議論を見てみよう (pp. 98-105)。対応バイアスとは、対応推論の際に、外的要因を過小評価し、内的要因を過大評価する傾向性である。著者は、対応バイアスを正すべき理由の一つとして、対応バイアスを正すことが我々の相互作用を改善する可能性があることを挙げている (pp. 98-9)。ある望ましくない行為の原因がその行為者の特性に帰属されると、その行為者に対するネガティブな対人行動などが促進されるが、反対に、その行為の原因が状況要因に帰属されると、それらは抑制される。したがって、対応バイアスが正され、状況要因がきちんと加味されると、ネガティブな対人行動は抑制され、我々の相互作用はより円滑なものになるだろう。

しかし、著者はこのような「日常生活に対する『ハウ・ツー』的なアドバイス」(p. 99)をそれほ

ど真面目には受け取らない。著者はその理由を二つ挙げている。第一に、バイアスに関する研究は進んでいるが、その知見を日常生活の場面で生かすことは困難である。例えば、ある場面の判断において、その判断がどの程度バイアスに影響されているかを知ることは難しいため、バイアスをどの程度修正すればよいのかを決めることは不可能である (p. 99)。第二に、バイアスは我々が環境に適応する過程で獲得されたものだから、それなりの合理性を持っている (pp. 99-105)。バイアスは複雑で多様な社会環境での情報処理を効率よく進めるために必要なメカニズムなのである。

以上の議論にはうなずける部分もあるが、疑問が残る部分もある。まず、私の考えでは、対応バイアスを正すべき理由には、「日常生活に対する『ハウ・ツー』的なアドバイス」のみに留まらない、道徳的に深刻な理由がある。例えば、ある人が道徳的に不正な行為を行ったとしよう。そして、それを見たあなたがその人を非難したとしよう。さらに、あなたのその非難は対応バイアスによって促進されたものだとしよう。このとき、あなたはある種の道徳的な不正を犯している。なぜか。非難には他者に危害を与えることが含まれている。通常、他者に危害を与える行為は道徳的な意味で禁止されるが、非難による危害は例外として許容される。なぜなら、普通、ある人が非難によって危害を与えられるとき、その人はその危害に値すると考えられているからである。しかし、もしあなたの非難が対応バイアスによって促進されているならば、あなたは非難の対象となっている人に過剰な危害を与えていることになる。これは冤罪とまでは言えないが、冤罪と同種の不正である。特に、この不正が裁判員裁判などをはじめとする司法の場において生じた場合には、極めて深刻な問題になるだろう。したがって、対応バイアスは正されるべきである。同じことは、対応バイアス以外のいくつかのバイアスにも当てはまるだろう。

次に、バイアスに関する知見を日常生活に適用するのは困難であるという主張を検討しよう。確かに、ある判断に対するバイアスの影響を正確に測定し、その判断からバイアスの影響をどの程度修正すべきかを決定することは不可能かもしれ

ない。しかし、たとえ我々の判断を正しくすることは不可能であるとしても、我々の判断をより信頼できるようにすることは不可能ではない。次のような事例を考えてほしい。裁判員Aと裁判員Bがある刑事事件の犯人にどの程度の刑罰を科すべきかを判断することが求められている。Aは状況要因にはそれほど注意を払わずに判断を下したが、Bは状況要因にもある程度の注意を払った上で判断を下した。AとBの違いは状況要因にどの程度の注意を払うかという点にしかないと仮定しよう。このとき、Aの判断とBの判断のそれぞれが正しいかどうかは必ずしも明らかではない。それにもかかわらず、我々はAの判断よりもBの判断の方を信頼するのではないだろうか。なぜなら、一般に、他の条件が同じであるならば、well-informedな人の判断の方が信頼できるからである。そうであるならば、例えば、裁判員がある事件について何らかの判断を下すときに無視したり過小評価したりしがちな状況要因のリストを作成して、裁判員が実際にそうした判断を下す際に、裁判員にそのリストを参照するように促すといった方法を使えば、我々の判断をより信頼できるようにすることは可能だろう。そして、たとえ我々の判断を正しくすることはできないにしても、我々の判断をより信頼できるようにすることができる手段があるならば、その手段は実行されるべきだろう。

最後に、バイアスは適応的であり、合理的であるという主張を検討しよう。まず指摘しておかなければならないことは、たとえ我々が持つある形質が我々の祖先が生きていた環境では適応的であったとしても、我々が生きている環境でも適応的であるとは限らないという点である。したがって、あるバイアスが進化の過程で適応的な形質として獲得されたものであることを指摘するだけでは、そのバイアスが現在の我々にとっても適応的であるとは言えない。この点から、著者が展開している議論の一部 (e.g. pp. 99-105, p. 157) は妥当ではない。

とはいえ、ある点において、バイアスが現在の我々にとっても適応的ないしは合理的であることは確かである。我々の認知資源は有限であり、し

かも乏しい。そして、熟慮によって判断を下すことは、バイアスによって判断を下すことよりも多くの認知資源を必要とする。つまり、すべての判断をバイアスなしで行うと、重要な判断を下さなければならない場面で認知資源が枯渇し、熟慮することができなくなってしまう可能性があるのである。したがって、我々の認知資源の有限性を考慮するならば、それほど重要ではない判断については、バイアスを使って判断を下すことも合理的になるだろう。しかし、このことは、例えば裁判員裁判のように、重大な帰結をもたらす判断を下す場合に限ってはバイアスの影響を取り除くべきだという主張と両立する。すべての判断からバイアスの影響を取り除くことは不合理であるかもしれないが、いくつかの重要な判断からバイアスの影響を取り除くことは不合理ではないし、それどころか合理的ですらあり得るのである。

### 3. カントとヒュームの対立

第6章において、著者は次のように問うている。ある人に対する道徳的に配慮することを成り立たせている基盤は、その人が自己統制力、道徳性、記憶、感情の認知、計画、コミュニケーション、思考能力から構成される行為性を持つことを認知することなのだろうか。それとも、その人が飢え、恐怖、痛み、喜び、怒り、欲求、プライドなどを感じる能力から構成される経験性を持つことを認知することなのだろうか。この問題は、言い換えれば、次の行為性テーゼと経験性テーゼの対立である。

行為性テーゼ：道徳的配慮の基盤は行為性の認知である。

経験性テーゼ：道徳的配慮の基盤は経験性の認知である。

著者は行為性テーゼと経験性テーゼの対立をカントとヒュームの対立として捉えた上で (pp. 253-257)、社会心理学におけるいくつかの知見は経験性テーゼ、すなわち、ヒュームを支持していると述べている (pp. 257-258)。しかし、厳密に言えば、カントとヒュームの対立は、行為性テーゼと経験

性テーゼの対立とは異なるように思われる。なぜなら、カントが行為性テーゼを支持するかどうか、そして、ヒュームが経験性テーゼを支持するかどうかは、いずれも明らかではないからである。

まず、カントの見解と行為性テーゼの関係を検討しよう。確かに、カントによれば、我々は理性的存在者に対して尊敬の念を抱かざるを得ない。一見すると、このことは、カントが行為性テーゼを支持していることを意味しているように思われるかもしれない。しかし、カントの道德哲学における尊敬は極めて特殊な概念であり、行為性テーゼの道德的配慮とはまったく異なる。第一に、カントの尊敬は第一義的には道德法則に対して向けられるものである。カントによれば、尊敬が理性的存在者に向けられるのは、理性的存在者だけが道德法則を理解し、それに従って行為することができるからである。第二に、我々が道德法則に尊敬の念を抱かざるを得ないのは、我々が有限な理性的存在者だからである。つまり、我々は道德法則を理解することができるにもかかわらず、それに反して行為する傾向性を持っているからこそ、我々は道德法則に尊敬の念を抱くのである。著者が第6章で説明しようとして試みている道德的配慮は、道德法則に向けられるようなものでもなければ、我々が有限な理性的存在者であるからこそ持つようなものでもないだろう。

さらに、仮に社会心理学の知見によって行為性テーゼが反証されたとしても、カントの道德哲学にはほとんど何の影響もないだろう。なぜなら、カントの道德哲学が企図しているのは、我々の道德的な実践を経験的に説明することではないからである。仮にカントが行為性テーゼを反証する社会心理学の知見を知ったならば、おそらく、次のように言うだろう。「確かに、我々が普段『道德的』と思っている諸々の実践においては、理性は中心的な役割を果たしていないかもしれない。そのことは認めてもよい。しかし、そうした実践はそもそも『道德的』とは言えない。ある実践が道德的な実践であるためには、その実践において理性が中心的な役割を果たしていなければならない。なぜなら、理性は道德法則の命令が無条件的な必然性を持つことを理解することができる唯一の能力

だからである。」この点において、カントの見解と行為性テーゼの間には、重大な「すれ違い」が存在するのである<sup>1)</sup>。

次に、ヒュームの見解と経験性テーゼの関係を検討しよう。ヒュームの道德哲学が企図しているのは、日常生活における我々の道德的な実践を経験的に説明することであり、それは彼の間人本性に関する(広い意味での)科学の一部を構成している。そして、そうした文脈の中で、ヒュームは我々の道德的な実践を感情によって説明しようと試みているのである。したがって、ヒュームの見解と経験性テーゼの間には、カントの見解と行為性テーゼの間に見られたすれ違いは存在しない。

それにもかかわらず、ヒュームの見解は経験性テーゼとは重要な点で異なるように思われる。第一に、ヒュームが説明しようとしているのは主に道德判断であって、道德的配慮ではない。第二に、たとえ道德判断と道德的配慮の外延に重なる部分があるとしても、ヒュームによる道德判断の説明と著者による道德的配慮の説明には重大な相違がある。ヒュームは道德判断を説明する際に共感の能力を持ち出す。これは、大雑把に言えば、他者の感情を認知し、その認知に基づいて自らのうちに感情を生起させる能力である。つまり、ヒュームによれば、道德判断においては、感情の認知が重要な役割を果たしているのである。その一方で、著者が道德的配慮を説明する際に持ち出すのは、経験性の認知、すなわち、感情を感じる能力の認知である。感情の認知が道德判断において果たす役割と、感情を感じる能力の認知が道德的配慮において果たす役割の関係は、必ずしも明らかではない。

以上からわかるように、著者が第6章で扱っている問題、すなわち、行為性テーゼと経験性テーゼの対立は、カントとヒュームの対立ときれいに一致するわけではない。したがって、行為性テーゼと経験性テーゼの対立に関する社会心理学の知見から、カントとヒュームの対立に関して何らかの含意を導き出すということについては、もっと慎重になる必要があるだろう。私の目には、第6章では、道德判断、道德的配慮、責任帰属といった概念が十分に区別されないまま使用されている

ように映る (e.g. p. 264)。社会心理学と哲学を関連付けて論じるには、こうした概念の差異に敏感になる必要がある。もっとも、この課題は心理学者の側だけでなく、哲学者の側にも課されているということは、銘記されなければならないだろう。

#### 4. 非意識的過程と道徳的責任

著者は、様々な例を通じて、非意識的過程が我々の認知や行為に影響を与えることがあるということを示している (e.g. pp. 141-142, pp. 188-194)。つまり、我々の認知や行為は我々自身の意識にはのぼらない自動的な心の処理によって左右されることがあるのである。しかし、ここ数年で、社会心理学のこうした知見が、我々の道徳に対する深刻な脅威となり得ることが、相次いで指摘されている。

例えば、脳神経倫理学者のリーヴィは次のような議論を展開している<sup>(2)</sup>。我々が自身の行為の道徳的責任を負うためには、我々が自身の行為を熟慮によってコントロールすることができなければならない。しかし、脳神経科学におけるグローバル・ワークスペース理論によれば、我々の意識にのぼらない事柄は我々の熟慮の対象になり得ないため、我々は非意識的過程の影響下にある行為を熟慮によってコントロールすることができない。したがって、我々は非意識的過程の影響下にある行為については道徳的責任を負わない。このことは、社会心理学において、非意識的過程に関する新たな知見が発見されるたびに、我々が責任を負う行為が減っていくということを意味している。非意識的過程の影響が広範に及ぶことを考慮すると、このことは道徳的責任に関する我々の考え方に大きな衝撃を与えることになりかねない。

もちろん、リーヴィらの議論には哲学的にも経験科学的にも議論の余地がある。それだけに、今後、この分野においては、心理学と哲学の学際的な交流が期待されるところである。本書は、日本におけるそうした交流の嚆矢となり得るという点で、大変意義深いと言えるだろう。

#### 注

(1) この「すれ違い」については、次の論文で詳

しく論じられている。永守伸年、2016、「感情主義と理性主義」、『モラルサイコロジー：心と行動から探る倫理学』、太田紘史（編）、春秋社。

(2) Levy, N., 2014, *Consciousness and Moral Responsibility*, Oxford: Oxford University Press.

(本研究はJSPS 科研費 18J12346 の助成を受けたものである。)